

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞
……(総務局行政部振興企画課)…… 一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……
……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…… 一
- 宅地建物取引業法による行政処分……(同)…… 二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…… 二
- 廃棄物処理施設の設置の変更許可申請(二件)……
……(環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課)…… 二
- 東京港湾計画の変更の概要……
……(港湾局港湾整備部計画課)…… 四
- 開発行為に関する工事完了……
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…… 五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……
……(環境局総務部環境政策課)…… 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……
……(産業労働局商工部地域産業振興課)…… 五
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……(水道局)…… 六
- 東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止……(同)…… 六

告示

●東京都告示第百八十二号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)の規定による行政処分について、法第十四条の三第三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

平成二十八年二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 期日

平成二十八年二月二十五日 午前九時三十分から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十
八階 区市町村長室

三 被聴聞者

(一) 氏名

内尾 由生弥

(二) 事務所の名称

うちお行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

杉並区高円寺南四丁目二十三番五号 ACPビル五

B

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇八〇八一二九二号

●東京都告示第百八十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時

平成二十八年二月二十四日 午前十時

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号

株式会社BLOOM

(二) 代表者氏名

代表取締役 黒川 友太

(三) 主たる事務所の所在地

新宿区新宿二丁目十二番十六号

(四) 免許証番号

東京都知事(1)第九五四二二二号

(五) 免許年月日

平成二十五年五月三十一日

●東京都告示第百八十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年二月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時

平成二十八年二月二十五日 午前十時

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ランドバンクサービス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 豊沢 好孝
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区本町一丁目二十番二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(12)第二六〇三六号
- (五) 免許年月日 平成二十四年九月七日

●東京都告示第百八十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社サンリゾート
- (二) 代表者氏名 代表取締役 矢倉 敏雄
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目十九番八号
- (四) 免許証番号 東京都知事(6)第六三九〇八号
- (五) 免許年月日 平成二十六年三月二十六日
- 二 処分年月日 平成二十八年二月三日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第八項、第六十五条第二項第五号及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年一月七日	昭島市郷地町一丁目三百六十四番八の一部、同番八地先並びに四百五十二番三、同番九及び同番十の各一部	延長 八・三〇 三・三〇 五・〇〇
----------------------	------------	--	----------------------------

●東京都告示第百八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更及び法第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更について、許可の申請があつたので、法第九条第二項において準用する法第八十四条第四項の規定及び法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

東京都

知事 舛 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

江東区青海三丁目地先

三 廃棄物処理施設の種類の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類の種類

最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「施行令」という。)第五条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分用に供される場所)

(二) 産業廃棄物処理施設の種類の種類

最終処分場(施行令第七条第十四号ハに規定する産業廃棄物の埋立処分用に供される場所)

四 廃棄物の種類の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の種類

可燃ごみ(焼却灰等)、不燃ごみ及び粗大ごみ

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい及びばいじん

五 申請年月日

平成二十七年十一月三十日

六 申請書等の縦覧

(一) 期間

平成二十八年二月十七日から同年三月十六日まで。
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部清掃リサイクル課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 大田区環境清掃部環境清掃管理課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

エ 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎九階北側

オ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎九階北側

七 利害関係者からの意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

イ 対象施設の設置の許可に係る事項の変更許可申請者の氏名

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

(三) 記載に当たつての留意事項

日本語で記載すること。

(四) 提出期限

平成二十八年三月三十日

(五) 提出先

ア 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

郵便番号一六三〇一〇〇 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

イ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

郵便番号一六三〇一〇〇 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

●東京都告示第百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更及び法第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更に付いて、許可の申請があつたので、法第九条第二項において準用する法第八條第四項の規定及び法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

る。

平成二十八年二月十六日

東京都知事 舛添 要一

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

東京都

知事 舛添 要一

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

江東区青海三丁目地先

三 廃棄物処理施設の種類

最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十号。以下「施行令」という。)第五条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分用の用に供される場所)

(一) 一般廃棄物処理施設の種類

最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十号。以下「施行令」という。)第五条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分用の用に供される場所)

(二) 産業廃棄物処理施設の種類の種類

最終処分場(施行令第七条第十四号ハに規定する産業廃棄物の埋立処分用の用に供される場所)

四 廃棄物の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却残さ、不燃ごみ及び焼却不適ごみ

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、

五 鉱さい及びばいじん

申請年月日

平成二十七年十一月三十日

六 申請書等の縦覧

(一) 期間

平成二十八年二月十七日から同年三月十六日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部清掃リサイクル課

江東区東陽四丁目一番二十八号

イ 大田区環境清掃部環境清掃管理課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

エ 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎九階北側

オ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎九階北側

七 利害関係者からの意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

イ 対象施設の設置の許可に係る事項の変更許可申請者の氏名

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

(三) 記載に当たつての留意事項

日本語で記載すること。

(四) 提出期限

平成二十八年三月三十日

(五) 提出先

ア 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

イ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号 東京都庁第二本庁舎九階北側

◎東京都告示第百八十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第

九項の規定に基づき、東京港湾計画の変更の概要を次の

とおり告示する。

なお、平成二十六年東京都告示第千六百九十三号により

その概要を告示した東京港湾計画について変更したものは、

である。

平成二十八年二月十六日

東京港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 舩添 要一

一 港湾施設の規模及び配置

(一) 新規計画事項

ア 専用埠頭計画

地区名 施設種別 基数

内港 小型栈橋 四

地区名 施設種別 延長(メートル)

内港 船揚場 六・〇

イ 外郭施設計画

地区名 施設種別 延長(メートル)

内港 防波堤(専用) 四九・〇

(二) 廃止を計画する事項

ア 旅客船埠頭計画

地区名 施設種別 基数

内港 小型栈橋 六

地区名 施設種別 面積(ヘクタール)

内港 埠頭用地 一

二 港湾の環境の整備及び保全

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 港湾環境整備施設計画

地区名 施設種別 面積(ヘクタール)

内港 緑地 九

三 土地造成及び土地利用計画

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 土地利用計画

地区名 用途 面積(ヘクタール)

内港 埠頭用地 五六

港湾関連用地	七五
交流厚生用地	一三
工業用地	一一
都市機能用地	一五二
交通機能用地	二九
緑地	三五
廃棄物処理施設用地	三
中部 埠頭用地	一四七
港湾関連用地	九三
交流厚生用地	四八
工業用地	二九
都市機能用地	一九四
交通機能用地	一三七
緑地	一一四
四 港湾計画の縦覧の場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二 十六階 東京都港湾局港湾整備部計画課	

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

平成二十八年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 青梅市千ヶ瀬町三丁目三百八 十九番九の一部 青梅市千ヶ瀬町三丁目四百 八十番地 社会福祉法人千ヶ瀬保育会 理事 氏江 知有</p> <p>許可を受けた者の 住所及び氏名 立川市泉町九百三十五―二 十八 大和ハウス工業株式会社 支配人 八友 明彦</p>	<p>東京都環境影響評価条例に基 づく着工の届出 について 東京都環境影響評価条例（昭 和五十五年東京都条例第九 十六号）第六十六条第一項の 規定に基づき、京成電鉄押上 線（四ツ木駅～青砥駅間）連 続立体交差事業について、次 のとおり着工の届出があつた ので、同条第二項の規定によ り公告する。</p> <p>平成二十八年二月十六日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在 地 東京都 東京都知事 外 添 要 一 新宿区西新宿二丁目八番一 号 二 対象事業の名称 京成電鉄押上線（四ツ木駅～ 青砥駅間）連続立体交差 事業 三 工事着手の予定年月日 平成二十八年二月十七日</p>
---	--

<p>四 工事完了の予定年月日 平成三十五年三月三十一日</p> <p>五 届出日 平成二十八年一月二十九日</p> <p>大規模小売店舗立地法に基 づく東京都の意見 の概要について 大規模小売店舗立地法（平 成十年法律第九十一号）第 八条第四項の規定による東 京都の意見について、同条 第六項の規定により次のと おり概要を公告し、当該意 見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年二月十六日 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 店舗名、店舗所在地及び設 置者名 （一）ア 店舗名 コープ（新） 高倉店 イ 店舗所在地 八王子市高 倉町四十九番地三ほか ウ 設置者名 生活協同組合 コープみらいほか一名 （二）ア 店舗名 （仮称）ラ イフ西小岩店 イ 店舗所在地 江戸川区西 小岩三丁目九百三十六番 地一ほか ウ 設置者名 株式会社ライフ コーポレーション （三）ア 店舗名 （仮称）ロ イヤルホームセンター南 千住 イ 店舗所在地 荒川区南千 住四丁目三百四十六番一 ほか ウ 設置者名 大和ハウス工 業株式会社 （四）ア 店舗名 （仮称）立 川市羽衣町一丁目計画 イ 店舗所在地 立川市羽衣 町一丁目八十八番地一ほ か</p>
--	---

ウ 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社

(五) ア 店舗名 ミラザ新宿

イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十六番十号

ウ 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

(六) ア 店舗名 文京グリーンコート

イ 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号

ウ 設置者名 科研製薬株式会社ほか一名

(七) ア 店舗名 日本電波塔ビル

イ 店舗所在地 港区芝公園四丁目二番八号

ウ 設置者名 日本電波塔株式会社

(八) ア 店舗名 小名木川商業施設

イ 店舗所在地 江東区北砂二丁目十六番一号ほか

ウ 設置者名 日本貨物鉄道株式会社

(九) ア 店舗名 ピーコックストア自由が丘店

イ 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号

ウ 設置者名 イオンマーケット株式会社

(十) ア 店舗名 新橋プレイス

イ 店舗所在地 港区新橋一丁目十二番九号

ウ 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

(十一) ア 店舗名 トルナーレ日本橋浜町

イ 店舗所在地 中央区日本橋浜町三丁目三番一号

ウ 設置者名 安田不動産株式会社ほか四名

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(十一)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日 平成二十八年二月二日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から同年三月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。
平成二十八年二月十六日
東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九二三四 株式会社 杉浦 康司 千葉県市川市伊勢宿十七番三号 平成二十七年十二月二十二日

九二三五 グローワ 株式会社 松嶋 稔 東大和市芋窪四丁目千四百二十四番地の七 同日

九二三六 株式会社 フィット アップ 勝部 哲也 神奈川県藤沢市大庭五千四百三十三番地の六 同日

九二三七 株式会社 水工社 金子 泰之 千葉県市川市大洲一丁目 同日

九二三八 株式会社 金子 一生 世田谷区千歳台三丁目三番十六号 同日

カネコ 日N千歳 台ビル五階

九二三九 株式会社 石塚久美子 北区中里三丁目二十五番五号 同日

石塚設備 〇一

九二四〇 株式会社 さくらw orks 石塚久美子 新宿区新宿五丁目十八番二十号 同日

ルックハイ ツ新宿八〇三号

九二四一 株式会社 長友 謹幸 台東区台東四丁目二十九番十号 同日

東和 きたけ第二ビル五〇二

九二四二 オダワラ 小田原邦宏 府中市日新町四丁目六十五番地の三 同日

水道

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。
平成二十八年二月十六日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日	三四五四 陽光ビル 飯田 信夫 豊島区東池袋三丁目二十三番十七号 平成二十七年十一月三十日	九一〇九 松嶋設備 松嶋 稔 東大和市芋窪四丁目千四百二十四番地の七 同年十二月二十一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。